



TITLE:

回鶻文斌通(善斌)賣身契三種

AUTHOR(S):

山田, 信夫

CITATION:

山田, 信夫. 回鶻文斌通(善斌)賣身契三種. 東洋史研究 1968, 27(2): 199-224

ISSUE DATE:

1968-09-30

URL:

<https://doi.org/10.14989/152767>

RIGHT:

回鶻文斌通(善斌)賣身契三種

山 田 信 夫

本稿の論題は、Э・捷尼舍夫、馮家昇の兩氏が、『考古學報』一九五八年第二期(一九五八、北京。一〇九—一二〇頁)に發表した論文題を借用したものである。同氏らの論題としては、さらに、附控訴主人書、の文字が加えられており、主題の示す賣身契三種のほかに、もう一通の文書の研究も併せ發表してあった。兩氏は、さらに、この研究に若干の補訂を加えたロシア語論文 *Фэн цзя-шэн, Э. Тенишев, "Три новых уйгурских документа из Турфана (Турфан)出土の新發見ウイグル文書三通)"* を『Проблемы Востоковедения. 1960-3 (1960, Москва, pp. 142-149) に發表したが、そのばあいには、前記の「控訴主人書」とよばれたものは収めていない。「控訴主人書」は、そもそもはマロフ (С. Е. Малов) が、ウルムチで一九一三年に入手し、彼の *Памятники Древнетюркской письменности (1951, Mosk. Len.)* に最初に發表したものだ(二〇一—二〇四頁、Юр. I) が、馮氏らは、その文書も、他の三通と同じ人物に關する一連文書であることを指摘したものである。

はじめの三點は、一九五三年、西北文物考察隊がトゥルファンで入手したものであった。曾て、附近の農民が高昌城の廢墟(カラ・ホージャ)内で發見し、以後祕藏していたが、解放後差し出したものだといふ。一九五四年、北京故宮博物院で展覽され、一九五五年に、馮氏の所屬していた中央民族學院が入手し、馮氏らは研究に着手したらしい。

たしかに、この四通の文書は、ピントゥン (Pin-tung, 善斌) という人物に關するものであった。そして、この主人公

ピントウンは、少くとも最初は、賣買の對象とされる奴婢身分のものであり、馮氏らははじめの三點を、その賣買契約證文と考えたのである。マロフ氏もそうだったが、馮氏らも論文發表に際して、みな文書寫眞も併せ發表してくれている。寫眞は必ずしも鮮明ではないけれど、とにかく、われわれが直接その文字に接することはできて、彼らの研究に新しい考えを附加えることが可能である。そういう意味で、同一人物を主題とした一連文書、ということに對する關心から、私なりに、この三通の文書を読みなおしてみても、馮氏らの考えたところを補いあるいは正すべきところが大きいと考へ、本稿は成った。

以下、馮氏らが賣身契之一、二、三、控訴主人書、とよんだものを、本稿では順次No 1、2、3、4、と番號をつけてよぶことにする。

一 No 1 文書について

この文書の大きさは、タテ20 cm × ヨコ14 cm。最も興味あることは、左半分には四行にわたってウイグル文が書かれ、右半分に七行の漢文が書かれていることである。ウイグル文の文末には一箇の捺印がある。寫眞によっても、ウイグル文漢文の兩者が、一帳の同じ紙面に書かれていることは疑なく、その紙を、他の多くのばあい知られていると同様に、細く折りたたんであった跡は、はっきり残っている。掲載された寫眞では紙面上端が缺けているが、紙自身が切斷されていたのか、寫眞の不手ぎわのためかは、わからない。いずれにしろ、文字としては、ウイグル字母三〜四字、漢字一字ぐらいで文面は補い得る程度である。

文面は次のようなものである。まずウイグル文をローマ字に轉寫し逐語譯をつけて示そう。轉寫文でアンダーラインの部は、馮氏らの読み方を改めたところ、「」印は推定して補ったところである。

- 1) [uu] yil sākiz-iné ay alti otuz-ga män adai pintung
 龍 年 第八 月 二十六[日]に、われ マイ、ピントウソ
- 2) [-ni]g satyri toquz yastuq čau-ni siwsai-taisi-tin
 の 賣價 九 ヤストウク 鈔を シウサイ・タイソより
- 3) [tik]al sanap alip bu bitig-ni birtim tanuq bačau-toyri
 すべて 數え うけとり、この 書きつけを 與えたり。證人 バチャウ・トグルル、
- 4) [tanu]q ilawu bu čuy tamya män adai-niŋ ol män ösim bitidim
 證人 イラザウ、この 封 印 われ マイの それ。われ 必ずから 書きたり。
- 年次を luu (龍) 辰の年としたのは、馮氏もそうだったが、№2文書には明らかに書かれているし、この文書の漢文の部分でも、ごく僅かに残っている部分が、辰の字と考えて不當でないからである。文意は明瞭である。辰の年、八月二十六日という日附で、アタイが、ピントウソの賣價、九ヤストウクをシウサイ・タイシから受けとったという領收證になっている。ヤストウクという單位が中國の錠に相當することは、既に知られていたが、この文書の、並記されている漢文の部分でも、次に示すように、たしかに錠と記されている。
- 漢文の部は次のようである。原文書では、行は左から右に移っていること、寫真で見られるとおりである。
- (1) [辰] 年八月二十六日爲購善斌支鈔數目下項
 - (2) [一] 九日十一日支鈔時分、小于諸一家見、引年見、條六見、
 - (3) ? 大聖都通引去藥床裏支鈔時分、定惠見、宋
 - (4) ? 吾見、當日交錢捌錠鈔訖、其錢阿體手接將去
 - (5) ? 團裏與母伴撒南娘子無筆不與、領子後餘
 - (6) ? 壹錠又是大聖都通交付零鈔不用二兩的、當日

(7) ? 兩家會面取九錠領子訖了、其文字親手自題

文字の判讀については馮氏のそれを訂正すべきものを見出せないが、一部難解のところはある。いづれにしろ、「辰年八月二十六日を、善斌を賣買し、代金受け渡しの日とした仔細は下記のとおりである」と、最初に記しているとおり、領收證の日附、すなわち賣買成立し、代價支拂いも完了した日附を八月二十六日としているものの、簡單にその日に、九ヤストウクを支拂い、ピントウンの身柄を移したということではなかったので、その経過を、右のウイグル文で記した領收證のあとに、漢文で附記したものと解せられる。

その経過とは大略次のようなことだった。九日、十一日に一部支拂い——その時の證人は、小于諸一家、引年、條六ら——、その後ひき續き廳床で(?)支拂って、八錠までは支拂いが濟んだ——その時の證人は、定惠と宋吾(?)——。しかし、それではなお一錠不足ということだったが、二十六日になってそれも完済、ピントウンも引き渡した。これが、漢文による附記部分から知り得るいきさつであろう。

このように、№1文書は、馮氏らも交錢領人時の「一帳臨時字據」(『考古學報』一一三頁)、『Кыртаука』(『考古學報』一一〇頁、Прод. Боч. 一四三頁)、『receipt』(Прод. Боч. 一四九頁)と名づけているように、領收證であることはまちがいない。

後に述べるように、同一日附で正式の賣買證文は作製されている。それにも拘わらず、別にこのような領收證を手渡すというのには何か意味があるに相異なるのだが、それは、以下のような事情によってではないだろうか。

ウイグル文も漢文の附記部分も、書いたのはアタイ(Атай, 阿體)自身だと明記してある。アタイはいうまでもなく、それまでピントウンを所有していた者で、ピントウンの賣買に當っては賣主であった。一方、買主は、ウイグル文によればシウサイ・タイシ(Siwsai tairsi)であり、彼の名は、アタイやピントウンの名と共に、あとの№2、№3兩文書でも確認できる。ただ、この文書の漢文の部によれば、買主は大聖都通と書かれているし、ピントウン自身も善斌と書かれて

いる。善斌は、ほんらいの名がピントウン——馮氏は「斌通」の字を當てている——で、のちにふれるように佛道に志し、出家もしたので、善斌とよばれたにちがいない。また、シウサイ・タイシのばあいも、ほんらいの名はシウサイ——馮氏は「薛賽」の字を當てた——で、タイシは、多分「大師」、——あるいは「大聖」(?)——に當たると思う。それに對し、大聖都通とは彼の通稱に相異なる。都通は、アタイが№2、№3文書ではアタイ・トゥトウンと記されている、そのトゥトウン (tutung) を寫したものにちがいない。tutung はもと「都統」を寫したものだ^⑥が、この文書の時代には、もうもとの漢語は忘れられていたのであろう。

のちにふれるように、ピントウンもシウサイ・タイシも漢人であつたと考えられる。一方、アタイはトルコ系の人間であつたと思われる。そして、ウイグル語、漢語、ともに用い書くことができた。それに對し、シウサイ・タイシたちは、ウイグル語はあまり得意ではなかつたのであろう。そこで、次の№2文書の示すように、別に正式の賣買契約文をウイグル文で作製したものの、とくに、いろいろのいきさつもあつたこと故、そのいきさつを明記した文を漢文で記し、賣買證文以外に領收證の形で手渡すことにした、但し、正式の領收證としては、やはりウイグル文の證文しておく必要があるので、それはそうして、漢文は附記の形で記した。こういう事情によつて、この№1文書は生れたと、私はいま考える。

二 №2文書について

この文書は、馮氏らが「賣主給買主立的一张正式契約」、*официальный акт, official contract* と解したとおり、正式の賣買證文である。

文書の大きさは、タテ41cm×ヨコ26cm。ウイグル文で一三行に書かれ、文頭、文末および文中二ヶ所、計四ヶ所に捺印がある。寫眞では示されていないが、馮氏等の説明によると、紙背、右下の角に、墨色漢文の「善斌元契耳石禩」の七字が記されているといふ。

- 1) Iuu [yɪl] sākiz-inč ay aliti otuz-ga män adai-tutung-ga yunglaq-lij čao kār-gāk
 龍 [年] 第八 月 二十六[日], われ アタイ・トゥトゥンに 用ラベキ 鈔 必要
- 2) bolup pintung aliy qitai är qarabaš-im-ni siwsai-taisi-ga 999 ? ? ?
 となり, ピントウソ [なる]名の キタイ 男 奴僕[わが]を ソウサイ・タイソに ? ? ?
- 3) toquz čao yastuq-ga tojuru satdim bu qarabaš satiyi toquz yastuq čao
 九 鈔 ヤストウクにて まさに 賣りたり。この 奴僕 の賣價 九 鈔
- 4) män siwsai-taisi bitig qilmiš kün üzä tükäl sanap birtim män adai-tu
 われ ソウサイ・タイソ 證文 つくりし 日 に すべて 數え 與えたり。われ アタイ・トウ
- 5) ymä bir ägsitküz tükäl sanap altim bu gara-baš üzä ming yil tumän
 赤 一の 缺けることなく すべて 數え うけとれり。この 奴僕 の上に 千 年 萬
- 6) kün-kädägi siwsai-taisi ärklig bolzun taplassar özi tudzun taplamassar
 日に至るまで ソウサイ・タイソ 力あるもの たるべし。好まば みずから 保つべし。好まざれば
- 7) adin kiši-kä ötkürü satz-un män adai-tutung-niing icim inim toymiš
 他 人に ゆずり 賣るべし。われ アタイ・トゥトゥソの 兄 弟 親類
- 8) im gadaš-im yägän-im taray-im kim kim-mä ärsär čam čarim qilmaz-un-lar
 縁者 甥 伯叔父 誰 某にて あるとも, 紛 争 だすべからず[彼ら]。
- 9) apam birök ärklig bäg isi yat yalawač küč-in tutup yul-(1)ayin alayin
 さて なお 力ある ベク 輩 よその 使臣 の力を とりて 奪わん 取らん
- 10) saqinsar-lar bu qarabaš tänginčä iki qarabaš birip yulup alz-un-lar yulčäci
 と思わば[彼ら], この 奴僕 に等しき 二 奴僕 與えて 取る 取る
- 11) kiši gor-luq bolz-un siwsai-taisi qotsuz bolz-un tanuq yapıq tanuq bačau
 人 損あり となるべし。ソウサイ・タイソ 損無かるべし。證人 ヤブク, 證人 バチヤウ

- 12) -toyril tanuq bayáčoq tanuq qutur-çï asan-qitai bu tamya män adai
 ・トグルル、證人 バヤチヨク、證人 クトククチ〔泉師〕 フサソ・キタイ。この 印、われ フタイ
- 13) -tutung-nung ol män tängrim-qutı-säwinc̣ bitün ayıtip bitidim
 ・トウタソンの それ。われ チソグリア・クチイ・セヴイソチ 全く 罰ね 書きたり。

右の證文本文の判讀について、馮氏らの讀み方を訂正したところを、若干説明しておく。

第四行末から五行目はじめにかけて、馮氏らは to-yin という語を考え、無理な解釋を加えているが、第四行末の tu は Atai-tutung の tutung の略であることは疑ない。このことは私が曾て論じたところである。そして、五行冒頭の文字も ymä と讀むべきことは、他の同種證文と比べればすぐ判ることである。

第九行目、私の yalawač と讀むところを、馮氏らは ilinc̣ と讀み、はじめは ilci 「使人」の誤かと疑い（『考古學報』一一二頁）、あとでは yat ilinc̣ で「外國人」と解して yac (Ипог. Боер. 一四五頁)。しかし、寫真によつてみるに、これは明かに yalawač 「使臣」である。

同じ第九行末尾の部、さらに第一〇行末尾の部などは、他の同種契約文で既によく知られている定型的表現に相異ない。ただ、第九行末の yul-layin は一字が一字餘分に書かれていると見なければならぬ。

第二三行目、bitün は「全く」の意の副詞で、他の例では多く inka 「細く」という副詞が用いられている。馮氏らのように bučün と讀み、人名と解することには賛成できない。なお馮氏らは、最初の中國語論文では Tängri, Qutı, Säwinc̣, Bučün と四名の者が書いたように解していたが、ロシア語論文では Tängri から Bučün までを一應一人の名と解している。しかし、正しくは Tängrim qutı säwinc̣ が、この書き手の名である。

とにかく、以上のような記載内容を持つこの證文について言えることは、今まで多く知られている賣買證文と、その證文としての書式は完全に同じだということである。日附をはじめに記し、賣主・買主・對象物件・その代價を記し、代價受け拂いの完了を確言し、買主すなわち新所有者の權利宣言、賣主側のものが何の異議もとなえないこと、萬一このとり

きめを妨害するもの出たときの補償、などなどを述べ、證人四名の記名、印記、書き手の記名となっている。はじめに記したとおり、紙面四ヶ所に捺印してあることなど、完全に定型的書式どおりである。

このように完全に定型的なものであるにしても、その記述事項のうち、次のようなことは注目されよう。第一に、ピントウンが、はっきり *qarabaš* とよばれていることである。*qarabaš* は、字義どおりでは「黒い頭」、奴婢であつて良人ではないものを指す。いま、此の *qarabaš* 問題に詳察を加えるつもりはないが、男の *qarabaš* すなわち、この證文でピントウンがそうよばれている *är qarabaš* は別に *qul* とよばれ、女の *qarabaš* すなわち *qiz* あるいは *äwci qarabaš* は別に *king* とよばれることもあり、とにかく、法的にその身分が確定されていたことは疑ない。たとえは中國史上でのような詳細な考察を加えるだけの史料は、この文書の背景をなすトゥルフアン方面の中世社會についてはないけれど、少くともこの證文なども、他の土地などの不動産の賣買證文と完全に同一書式であり、完全に、土地などと同じ賣買對象とされたものが *qarabaš* であつたことは疑ないのである。

なお、ここでピントウンはキタイ人だと記されている。No. 1 文書について、ピントウンも、買主のシウサイ・タイシも漢人だつたと考えられる、と述べたが、最後にふれるつもりはこの一連文書の成立年代と考え合わせても、このキタイという表現は漢人のことにちがいない。

ところで、さきにつれたように、寫眞では示されていないが、馮氏らの説明によると、紙背、右下角に「善斌元契耳石禩」と漢字が書かれているという。これは、他の證書類でもしばしば見られるように、證文を細く折りたたんで保存するとき、折りたたんだその表に保存者が書く、上書きあるいは題記に相異なる。すなわち、このばあいは買主シウサイ・タイシが書いたもので、前に述べた、彼はそもそも漢人で、ウイグル文はむしろ不得手で、漢文を良しとしたらうという推定は、ここでも裏書きされている。

最初の四字は「善斌の元契」で明かだが、そのあとの三字「耳石禩」はよくわからない。禩の字に關してだけは、馮氏

が、No.3文書のばあい「祀」と同じで、すなわち「年」だとしている、その解釋がここでも當てはまるかも知れないが、それならこの三字は紀年であろうか。識者の御教示を得たいところである。

それにしても、ここで、この證文を善斌の元契だと記していることを注目しておかねばならぬ。善斌は前述のとおりピントウンのことにちがいない。そして「元契」は、他の例で *bas bitig* と書かれている、その譯語にちがいない。たとえば、今まで知られている *bas bitig* の例は次のようなものである。

「クトゥルルクの *bas bitig* なり (Qoutluq-ning *bas bitig ol*)」TM206 (USp No.16)

「ブウキンなる名の奴僕の *bas bitig* なり (Puking [atly] är qarabaş-ning *bas bitig ol*)」TIID373, (USp No.61)

「リウ *bas bitig* アサン・ティギンのものなり (bu *bas bitig* Asan-tigin-ning ol)」SJ M/6 (Malov DUD No.2)

これらはすべてNo.2文書と同一の書式を持つ奴婢賣買文書で、それと完全に同じ状態、すなわち現在紙背の一隅に書かれている。しかも、*bitig* はもちろん *bit* 「書く」に基き「書かれたもの」を意味し、*bas* という語は廣般に用いられているが、本来「頭(あたま)」である。そして、日本語などと同様、人々の長としての頭(かしら)も、ものごとのはじめ、はじめりも意味する。まさに漢語「元」と同義である。「元契」が *bas bitig* の譯語であることはまちがいない。

右の諸例は、みな奴婢賣買文書だった。しかし、*bas bitig* とは奴婢關係だけに用いられるものではなく、賣買關係一般に用いられるものであった。そのことの詳細は今省くが、いずれも土地をめぐる紛争關係の文書で「土地の (*vir-ning*) *bas bitig*」 「^① 園の (*borluq-ning*) *bas bitig*」などと言われていることからわかる。

三 No.3文書の記述内容

この文書は、馮氏が、上掲二文書と並べて「善斌賣身契之三」として数え、その三點のなかでも、これこそ「民間所說的」紅契 (*Bas bitig*) だ、とくに重要なものだと書いたものである(『考古學報』一〇九頁)。彼らは、この文書の

研究経過についてこう言っている。はじめに述べたように一九五五年に寫眞を入手したのち、さらに、まずチェニシエフ氏が一九五六年夏、新疆に言語調査に行ったとき、ウルムチ博物館より、この文書の大きな寫眞を贈られ、前から入手していた寫眞と併せ、解讀も十分の九ほど進めた。しかし、紙面の破損箇所など判讀できぬところは多々残っていた。その後一九五七年四月、馮氏が新疆に行ったさい原物を調査することができたが、ウルムチ博物館の閉館期間で、十分調べることができなかった。結局寫眞によつての研究にとどまった、というのである。

その後、馮氏がさらにこの文書の研究を進めたかどうかは知らない。ただチェニシエフ氏は、この最初の論文を發表したときには、中國科學院の少數民族語言研究所に所屬していたが、現在は、モスクワのソビエト科學アカデミー言語學研究所の一員となっている。この種ウイグル文書の研究は現在もしているが、この文書自體は、もう彼の手の及ぶところにはないはずである。以下で述べるように、この文書の記載内容にはいろいろ問題點が多く、私自身も、馮氏らとはまた別の意味で、やはり重要なものと思う。それだけに、論文附載の圖版寫眞によつてだけしか検討できないのは残念だし、不確實なところも残るわけだが、馮、チェニシエフ兩氏も既發表の二論文以外、發表していないと思うので、以下、私なりの讀み方を示すことにする。

馮氏らはこの文書の大きさに言及していないが、前掲二點よりははるかに大きいものであることはまちがいない。寫眞でもわかる折りたたんだ跡を數えてみても、横巾50cmはあると思う。ウイグル文一九行、そして紙面右端に、漢字で「庚辰禩捌月念六日給與新恩沙彌善斌收執」と記してあり、文中、左上端すなわち文頭の部から、右下端すなわち文末の方にかけて、「可」字が現在少くとも三ヶ所に認められる。あるいは右下端に、もう一ヶ所書かれているのかも知れないが、寫眞ではよくわからない。これらの漢字は、馮氏らも言っているとおり（『考古學報』一一六頁）、役人が書いたものにはないし、文末の方に大小の角印二箇が捺されているのも、役所の公印に相異なる。一方、可の字と同じように、文末に一箇、文中に二箇、小さい長方形の印が捺されているのが認められるが、これは、必ずや文頭にももう一つあるにちが

いなく、計四箇のこの小長方形印は、やはり馮氏を言っていることあり、この證文の作樂責任者シマサイ・タイシンのものであることは疑なう。

本文を私に次のように寫す。フンダーラインの部が馮氏らの讀みと異なる所であることは、ちかきと同じだが、馮氏らの讀み方は、新しいロミン語論文の方では相違が記されてゐる。その相違を似た方との比較してあることは、かうおぼやかなう。

1)säkiz-inč ay [a]l[t]i'.....[q]a.....
 第八 月, [……六] 日。

2) uluy suu-ga buyan-i tägz-ün anta basa aya ini oyul-lar-ga buyan-i tägz-ün basa
 大 軍 福 あれ! として なお 兄 弟 子息たちに 福 福 あれ! なお

3) bæg[ä]d-laringä ančasi-larqa šaz-in ay[yuč]i-ga sangia-luq-laringa il-kä
 ベグたちに, 按察使たちに, 律 アイグヂに, 僧伽衆 に, くにに.....

4) quwraq-ga alqu tınlıy oquš-inga anta basa baqšim uluy-um kw baqšı [-q]a
 徒衆 に, あらゆる 生ある 類族 に, として さらに わがが師 わが先達[の] ケウ 師 に,

5) mäning öz bodum-ga kišim-kä orlan-larim-ga basa äsän toyriil turmiš t.....n
 わが 自 身 に, わが妻に, わが見たちに, さらに エセン・トグルル, トルミジュ

6) adai tutung ögrünč siz başqan başlap uruy-ga qadaš-ga buyan-i tägz
 アタイ・トウトウン, イエグリュンチ, シズ・バツユカン をはじめとする 親類に, 縁者に, 福 福 あ
 -ün
 れ

7) tip mäning badır-ta šükün-tä gasqanmiš nägü kim-ni satıp yulup uray
 とて, わが 鉢にて その日に 手に入れる 如何なる 何人を[も] 賣り 買ひしてせん。

8) adai tutung-nung pintung atlıy qınıy yaš-ıly qıdai orlan-in.....ig
 アタイ・トウトウンの ピントウン なる名の 勤勉[にして] 生氣ある キター[人の] 男子

- 9) bilir ücün toquz yastuq çao birip yulup altım män siwsai taisi-ga kisiim
 知る ため, 九 ヤストウク(錠) 鈔 興えて 買い、とりたり。われ シウサイ・タイシに, わが妻
- 10) -kä ulur orul bolup äwim-ni bargım-ni igläp ägiräp yoriz-un biz b... song
 に 大 息子 となり, わが家を わが宅を 差配し 管理して 行くべし。おれら ? のち
- 11) ölsär şinking sin-in baslap orlan-larım birlä äwim-ni tutup ayrişip
 死なば, シンキン 新恩 をはじめとする わが男兒ら と共に わが家を 保ち, 訊ねあい、
- 12) kängişip yoriz-un-lar orlan-larım birlä s'ruşu yaraşu umasar pinqung äwim
 相談しあい、て 行くべし〔彼ら〕。わが男兒たち と 適 應 できねば, ビントウソ〔は〕, わが家に
 -täki
 ある
- 13) nägü-kä kim-kä qarılmađın öz bodi örü tay-qa godi qum-qa barsar tört
 何にも 誰にも 束縛されることなく 自身 上は 山の方へ 下は 砂漠の方へ 行くとも 四〔方〕
 yol-i
 行路
- 14) boş bolz-un bu bitig-täki söz-tin öngi bolsar biz.....
 自由 たるべし。この 證文にある 言葉より 背く ならば われら
- 15) ulur suu-qa bir altun yastuq aya ini tägird-lär birär kümü[š] y[astu]q iduq [q]ut
 大 軍に 一 金 ヤストウク, 兄 弟 テギソたち 各一 銀 ヤストウク, イドウク・クト
 -(q)a
 に
- 16) bir yastuq šaz-in ayrucl-qa bir at qizrucl ödünüp(べし?)
 一 ヤストウク, 律 アイグチに 一 馬, 罰〔金〕 差し出し.....(べし?)

17) tanuq tört maqarac̣ tängri-lär yiti äkä baldiz tarim-lar[tan]uq
 證人, 四 大天王 神たち, 七 婦 姝 さまたち 證人

18) qušdin tanuq ilabu tanuq quduyčï asan tanuq tärinci bogsing
 クシュテイン, 證人 イラブテ, 證人 クトウクチ(井戸師) フサン, 證人 テリンチ(皮師?) ボクシン
 -du [bu tamra]
 トウ。この 印

19) män siwsai taisi-ning ol män tüläk siwsai taisi-qa ayidip bitidin
 われ シウサイン・タイジの それ。われ チュレク, シウサイン・タイジに 訊ね 書きたり。

いま一々の語の解釋については、拙稿「中世ウイグル奴婢文書及び養子文書」(『大阪大學文學部紀要』第一四卷、近刊)に、資料一〇として收めてあるところにゆずり、一部だけ、とくに馮氏らと見解を異にし、重要と思われるところだけ説明しておく。まず便宜上、馮氏らの譯文だけ示しておく。

[龍年] 八月 [二十六日……] 向

大軍祝福以及向兄弟的孩子們祝福。向首長們、向按察使、向新恩的戒師、向新恩的人們、向衆僧、向衆生的智慧、以及向吾師上座祝福。向我自己、向我的妻、向我的孩兒們以及向阿三·托瑞里·吐南迷失祝福。阿體都通(都統)是不愉快的、他以沮喪的心情引領向親戚朋友祝福、他說、我不論把誰買賣了、我是心安理得的。阿體都通的斌通(善斌)是一個結實的年青的契丹孩子……文書言明我拿九錠鈔買到了。余薛賽大師把他作爲我和我的妻的。大孩子。他應當把我的房子和我的院子給照料好、如我們最後拿過來的話。建議以深井新恩爲開始、我的烏拉馬可以把我的人佚(斌通)馱載上、如果他和我的烏拉馬不能適應(大概指路上有病或其他意外的事)的話。斌通——我的人佚不得把他自己的身體因任何理由出賣給任何人。如果遇到高山深沙、那他完全有四面八方的自由。如果我們認爲此文書是不同於一般閑話的、那末我們就不受那些蜚言謠語說我們獻給

大軍一錠金子啦。獻給的斤弟兄們多少銀錠啦……給了新恩的中間人一隻羊啦、等等威脅的束縛、

證人、四大天王神、七姊妹迭林……胡失丁

證人、亦刺句。證人、呼圖赤・阿三。證人、特林赤・布格欣都。

余薛賽大師之章。餘禿刺克承薛賽大師之命而書。〔『考古學報』一一五頁〕

ロシア語論文では、文字の読み方の細部で、かなり改訂が施されているが、譯文はある一部以外、より意譯的であるだけで大差はない。その變更のある部分は以下で指摘するので、全文を示すことは省略する。まず原文第六行行頭の「アタイ・トゥトゥン」のところから、第七行行頭の「……」と言って、……とて、……と（*т.д.*）までの箇處。馮氏らは、前掲中國語譯文に見られるとおり、阿體都通是不愉快的……と、アタイ・トゥトゥンを主語とする一文節を考えている。ロシア語譯文も、

6. Ати-дугун не радостен, начелен; он желает счастья своим родственникам, (アティ・ドゥトゥン 心樂まず、歎きながら、おのが親屬たちを祝福し)

7. Говорит то, что…… (次のように言う、……)

と、大意は同じである。しかし、第六行中央の *bastap* は、中世文獻でも他に幾らでも例があるとおり、また現代語でも用いられているとおり、「導く」などの意味と共に、「はじまる、はじめ……、をはじめとする、して」の意であることはあまりにも明かである。一方、彼らの讀んだ *baztan* という語は、「壓迫された」というような意味で用いられた例はあるが、極く珍らしいことばだし、そのまま「沮喪的心情」とか「歎いて (*heyaleh*)」と解するには無理がある。ただ、彼らが「不愉快的」“не радостен”と譯した原語 *ögrünçsiz* は、十分納得できる讀み方ではある。*ögrünç* は「望み」を意味するよく知られている語だし、*siz* も「無いこと」を示す接尾辭だからである。しかし、*ögrünç* は人名としても良く用いられている語であることも事實である。

結局、私の解釋は、あとでもう一度ふれるが、文脈上よりして、アタイ・トゥトゥンも、第六行後半に言われている *uruy, qadaš* 「親類縁者」の主だった者の一人として名を列らねているし、*ögrünč* もその一人、従つて、*siž bašqan* というのも人名と考える。そうすれば第五行の *Äsin toyrii* から「……:bašlap」……:を「はじめとする」、……:などの「の」表現が生きてくると思う。附言するに、前にアタイ・トゥトゥンはトルコ系の人間で、シウサイ・タイシはそもそも漢人だろうと言った。この文章が、アタイ・トゥトゥンを主語とする文章でないとする、兩名のものが「親類縁者」であるかのようになる。しかし、*uruy, qadaš* などの語の親族稱呼としての嚴密な意味は明かでないし、*qadaš* などは、むしろ血縁関係者よりは姻戚関係者、ときにはただ親しい人という解釋もあるくらいだから差支えないと思う。

第一行目、*otlan* と私の讀んだところを、馮氏らは *ulay* と讀んでいる。同一語は次の第二二行にもある。たしかに、一見 *ulay* とも讀める。しかし、よく見ると、第一に、語末の文字は *n/q* よりはむしろ *a/n* である。たとえば八行目の *atly yas-lyr*、九、一五、一六行目の *yastuq*、一七、一八行目の *tanuq* などの、疑なく *γ* または *q* と讀むべき語の語末の文字と、その他隨所に見える語末の *a/n* とを比べてみるとよい。第二に、一字の横棒はたしかに *no* 字の次に書かれているかのように、一見して *ulay* に見えるのもこの點にある。しかし、一字のこの一劃が、草書體では正確な位置に書かれないこと、しかもむしろ上の方に書かれる例の多いことは、この種俗文書の草書體筆蹟に馴れば、少しも珍しくないことである。とくに、この一一行目の文字は仔細に見ると、*ulay* では一劃多過ぎ、*otlan* ではじめて劃數は合致する。*otlan* の語は、五行目に最も明確に書かれているし、その他八行目はやや不明確だが、あとの一二行目では、この行のばあいよりは、より以上に明かである。

このように文字の上からも *ulay* ではなく *otlan* と讀むべきことは確かであるが、*otlan* 「男兒」と讀んではじめて前後の意味も明確になる。*ulay* も、早くモンゴル人にもとり入れられたし、「驛馬」からいまま「馱獸」「馱馬」の意味で用いられている周知の語であるが、^⑥それでは意味が通じなくなる。通じなくなるところを無理したので、次のような語に

ついても、馮氏らは、私に言わせれば誤讀してしまった。

第一行末尾、私が *aytisip* と讀んだところを馮氏らは *artisip* と讀んでいる。そして、最初「馱載」の義と解した。しかし、書かれている文字は、語頭のところ、少し變型だが *ay-* である。最後の一九行目の *aytisip* 「訊ねて」という明確な表現と比べてみるとよい。この文書の書き手の書きくせなのである。 *ayt-* と *ayti-* と、両様の書き方のあることは他の例で既に知られている。^⑤ *aytisip* は次の *kangisip* 「相談しあつて」と重疊語をなしているが、この兩語を並べ用いることも、他の例で見ることがある。^⑥

第一三行目、私が *qatimadin* 「束縛されるごとなく」と讀むところを、馮氏らは *satimadin* 「賣られるごとなく」と讀んだ。語頭の *q* 字と *s* 字とはたしかに微妙な相異で、一般にとかく判別し難いけれど、この書き手のばあいでも、二行目、一五行目の *suu* や、九行目、一九行目の *siwsai taisi* の *s* と、確かなところでは一三行目の *godli* 'qum'、それに隨所にある語尾の *-qa* の *q* と比べてみると、やはり相異がある。このばあいは *sat-* ではなく *qat-* という基幹語を讀むべきである。 *qat-* の被働形 *qatil-* は現代オスマン語でも “verbunden werden, hinzugefügt werden, sich verbinden; to be driven along, to join oneself to others” などの意味で用いられている。^⑦

馮氏らは、*satimadin* 「賣られずして」と讀んだため、二行末尾の *awim-taki* 「わが家に在るもの」を、すなわちピントゥンのことだとした。ただし、中國語譯では「斌通——我的人佚……」とあるように *awim* をはじめは *awim* と讀み、*awim* すなわち「わが(男)」の誤りだろうとしたのだけは、あとのロシア語論文では正したが、“Винь Тун-мой Домашний [Человек и] Никому он не может быть продан (Пинтоун——わが家の「人」、彼は誰にも賣られることあり得ず)” と譯している。しかし「売られる」でなく「束縛される」ことが問題だとすれば、文脈上からも、この「わが家に在るもの」はピントゥンの言いかえではなく、あとの語を修飾するものでなければなるまい。この解釋がまた、次に續く表現の解釋をも左右することになる。

すなわち *Oru tar-ga* 以下の文であるが、ここでも、私が *barsar* 「行くとも」と讀むところを、馮氏は、はじめは *bas*・と、二度目には *bas* (三) と轉寫し、二度とも根據は示していないが、「如果遇到高山深沙」「*Если же емы гирер-гиса* 《*Высокие горы, глыбокие несли*》 (もしも高山深沙に遭うならば)」と同じ解釋をしている。寫眞は一寸不鮮明だが、彼らが二度目に (三) と補ったように、実は *i* ではなく *r* の字が語末には認められるので、私は、同一表現が別の同種文書にそのままあることを根據に *barsar* 「行くとも」と讀んだ。この同種文書のこととはあとで述べる。

以上が、以下の論旨にも關連するので、馮氏らの讀み方と私のそれとの異なる個々の語句のうち、とくに説明を加えたところである。その他、三、四行目、一五、一六行目などの語句については省略する。そこで、改めて本文全體の解釋について、やはり、馮氏らの解釋と相當異なるところがあるので、その點について述べよう。

馮氏らは、最初の論文で、結局この記載事項は四段にわけて考えられるとした。すなわち、第一段は、遠くから近くに及ぶという順序で各方面に對する祝福。それは、蒙古駐屯軍、官界、一般界、そして自身の親屬や親友たちに及ぶ。第二段は、ピントウン賣買の經過に關する叙述。第三段は、ピントウンに對して要求した任務のこと。第四段が終末部で、證人や書き手のことである、と。私もそのように全文の大意の上で段落をつけるとすれば、最初の日附はともかくとして、第一段が祝福文言であること、第二段が、ピントウンを買い受けた事実の記述であること。そして第四段が證文の終末節として證人、印記、書き手の記名などであること、それらのことは細部は抜きにして同意できる。ただ、第三段に關して、終りの方の違約罰文言はともかく、前半、主要部分の記述の解釋については賛成できない。私の解釋を順を逐って示そう。

冒頭に日附のあることは、他の證文類と同じだが、そのあと、*uluy suu-ga* 「大軍に」にはじまり七行目行頭の *tip* 「……とて」までが、祝福文言である。その間六行目に別の文章を考えるまでもなく、最初の「大軍に福あれ」の *buyani taggin* 「福あれ」の語が、第六行末、*tip* の前までくりかえされている。七行目 *maning* 「わが」以下、九行目 *yulup alim* 「買いとれり」までは、そのはじめの部分、字句の解釋に若干疑問は残っているが、とにかくピントウン買い受け

のことを述べたもの。それに續く *mān siw'sai t'ai-si-ga* 「われシウサイ・タイシに(とつて)」以下、一四行目の *boš bolzun* 「自由たるべし」まで、これが、問題の箇處であるが、ここで述べられていることは、馮氏らの解釋のように、ピントゥンに對して任務を要求したのではなく、むしろ、ピントゥンの權利を保證しようとする文言で、ピントゥンの扱いに對して、シウサイ・タイシが自分の責任を述べたものと私は解する。

この箇處に關する馮氏らの解釋は、そもそもが、私が *o'lan* 「男兒」と讀むべきだとしたところを *ulay* 「馱馬」と讀んだことに基くと思う。前掲の中國語譯文を見れば、無理な解釋を重ねがら、とにかく *ulay* と關連づけて全體を考へていることは明かである。ところが、實は、彼らの、より新しい見解を示しているロシア語論文の方では、今度は「馱馬」の譯語は現われない。その代り *близкие* (近いもの、親屬) の譯を、この *ulay* の語の譯語として、二ヶ所とも用いている。その前後のロシア語譯文は次のとおりである。

11. *вместе с близкими, начиная с покровителей (?)*, (恩惠者をはじめとし、わが親屬と共に (c.))
12. *пусть живет в согласии, соблюдая чистоту и порядок в доме. Если же он не сможет сойтись с моими близкими, то Бинь Тун—мой домашний [человек и]* (家の清淨整頓を守りながら、仲良く暮せ。もしもわが親屬と和合できぬとも、ピントゥン——わが家〔人〕)
13. *никому он не может быть продан. Если же ему встретится «высокие горы, глубокие пески», то он волен идти на все четыре стороны.* (誰に賣られるべきでない。もしも「高い山、深い砂地」に出遭うなら、四方いずれに行くこと自由である。)

大いに意譯しているわけだが、大意の把握に於いては、前譯に比べて面目を一新していると言ってもよからう。しかし、結局意譯に留め、このような解釋の根據は示していないし、ローマ字轉寫のところでは、前の *ulay* はやはり *ulay* と寫したままである。好意的に、轉寫の部は何かの手違いで誤って印刷されたかとも考へたが、五行目にもある *o'lan*

の語には、正確に *рети* (子たち) の譯語を與えていて、*близкие* (近いもの、親屬) の語を用いたのは、新しく *ордан* と讀んだからとは思えない。結局、自信のある解釋には到達していなかったに相異なく、中國語論文のときのように、ピントウンに馬夫の仕事を與え云々というような解釋は捨てたにしても、やはり、ピントウンの身分の扱いについて、はっきりした認識を持ったとは見えないのである。それなればこそ、ロシア語論文でも、この證文をやはり「ピントウン賣買に關する公正證書」(*Гювний документ, certified title deed*) とよんでおり、中國語論文で「善斌賣身契之三」「俗說的紅契 (*bas hing*)」なりとしたことを改めてはいない。

四 No 3 文書の意味するところ

No 3 文書の記述内容について、箇々の字句の判讀にはじまり、重要な部分で文意の解釋に、私は馮氏らと異なるところのあることを述べて來た。私の讀み方、解釋では、前述第三段の記述は、ピントウンを奴婢身分として扱うのではなく、ほかの良人たる子供たちと同じに扱う、ということではなくてはならぬ。そのことは、最初に、第九行から一〇行目にかけて、「われシウサイ・タイシにとって、わが妻にとって大きな子となって」と記しているとおりなのである。そして、ほかの子供たちと同等の扱いを受け、仲良くやってゆけ、と言う。しかし、自分たちの死後(9)、萬一うまくやってゆけぬようなことがあれば、完全に自由意志でどこへ行ってもかまわぬと、まさに *pos bolzun* 「自由たるべし」なのであって、身分を拘束するようなことはどこにも書かれていない。むしろ、この證文で「自由たるべし」と確言したのであるから、この證文上の記載にそむくようなことをシウサイ・タイシたちがすれば、その者は、第一五行、一六行に書かれているような罰を受けるべきだ、とまで記しているのである。

第一段の祝福文言、第二段のピントウン買いとり経過の記述、續いて第三段で書かれていること、それこそ、この文書の契約證文として最も肝要なことであるはずなのに、その内容が右のようなものであるとすれば、馮氏らの、この證文を

ピントウン賣買に關する公正證書とする考えは、はつきり誤っていると云わざるを得ない。

馮氏は、この證文を「紅契 (bas hing)」だと言つた。その根據の第一は、この證文上に官印や官の批語の認められることだつたにちがいない。そもそも中國の紅契 (赤契、朱契) とは、故仁井田陸博士によれば、宋・元時代に既に行なわれていた、官の認證を経た (官印を捺した) 賣買證書である。⁴⁾ 従つて、ここに官印などの認められることは、たしかに一つの條件は満たしている。しかし、それが賣買證文であるかどうか、そもそも問題なのであつて、その確認が先決であらう。この文書が、冒頭に日附けを記し、文末に證人や書き手の名をあげ、印記を記し、實際におそらく四箇の私印を捺していること、これらの點は、中世トゥルファン方面の社會に於ける證文の形式として、今まで知られている多くの各種證文と完全に一致している。すなわち契約證文ということはまちがいない。また、No 1、No 2 兩文書の示すように、ピントウン賣買の事實もたしかにあつた。しかし、だからと言つて、この No 3 文書が、賣買契約に關する證文であるかどうかは別問題である。その間に答えるには次のような事實を考えねばならない。

第一に、この證文の作製責任者は、ピントウン賣買に關しては買主であつたシウサイ・タイシである。それは、最終行に書かれている「シウサイ・タイシに訊ね書きたり」という文言で明かだが、加えて言うくと、その直前の「われシウサイ・タイシのそれ」という文言も、その前、すなわち現在判讀できない第一八行末にあつたにちがいない。「この印は (Seal)」という言葉を受けたもので、要するに、ここに捺されている、大きな公印とは別の小さい長方形の私印がシウサイ・タイシのものであることを述べているにちがいないからでもある。第二に、このシウサイ・タイシによつて作られた證文は、ピントウンに與えられている。それは、既述の別筆の漢文「給與新恩沙彌善斌收執」の示すところで、これは無視できぬ事實であらう。もし、賣買證文、それも官の認證を得た紅契というのだとすれば、それは當然、所有權の移動を示し、新所有者の權利を保證するものとして、新所有者、すなわち賣買にさいしての買主の手もとに嚴重に保持されなければならぬ性質のものであらう。また、買主がそれを作製して、賣主か誰かにそれを手渡すというようなことはあり

得まい。馮氏は、右の二點の事實については何も言及しなかったが、こう考えると、この文書をピントウンの賣買證文
 ピントウンは賣買の對象物件であり、買主はシウサイ・タイシである——と見ることは到底できないはずである。

従つて、たとえ官の認證を得たものであつても、それをいわゆる紅契と見ることはできない。なお、馮氏は、紅契とよ
 び、それはまた *bas bitig* であるとも見たらしい。この點についても何も根據を示していないが、これを *bas bitig* と
 見ることも正しくない。*bas bitig* とよばれるべきものは、むしろ No 2 文書であることは、既に述べたとおりである。

No 3 文書が、このようにして賣買證文でないとするれば、それでは一體、何の目的のための證文であらうか。結論からさ
 きに言つと、私は、これは奴婢身分からの解放文書だと考える。

第一に、既に述べたとおり、この證文の記述の最も肝要な部分は、少くともそれまで奴婢身分にあつたピントウんに對
 し、シウサイ・タイシのところに居る子供たちと同じ扱ひをし、彼の意にそわぬことあるばあいには、その行動の自由を
 保證するものだった。第二に、文頭六行にわたつてもものしく述べた祝福文言、及び文末の部であげた證人の中に、四
 名の實在の人物に先立つて、魔力ありとされる四天王・七母天の名を記しているなど、實務的な賣買證文には似つかわし
 くなく、もちろん今まで知られている多數の賣買證文では、絶えて見えないことである。それだけでなく、實は、むし
 ろ、これら祝福文言や四天王・七母天を證人とするという書き方、それと類似の文言を持つ一文書が発見されて、そ
 れは、明かに解放文書 (*boš bitig*) とよばれているのである。それは、マンネルハイム (C. G. Mannerheim) が一九
 ○七年頃東トルキスタンで入手したと言われ、ラムステット (G. J. Ramstedt) が發表したものであるが、その内容を摘
 記すると次のとおりである。

日附に續ぎ、證文作製者が重病となつた事情を述べ、親族と相談した結果、

「ケンシのところで生れたる、ブカ・クリという名の男の子に對し、彼に、母に、父に、福あれかしとて、解放文書
 をわれ與えたり (*kängsi-tä toymš buqa guli aily oyul-inga ögkä gangqa buyari tägz-ün tip boš bitig*)

birim)。今日より以降、ブカ・クリが、上方、山の方へ、下方、砂漠の方へ行くとも、おのが心のまま、福捧げ行
くべし (bu küntä mincä buqa qul-ning örü tar-qa godi qum-qa barsar öz köngül-incä buyan birip yoriz-
un)。」

そして、このあと、わが一族のものたちが妨害するようなことあれば、それぞれの官司、役人たちに罰金を出すという
違約罰を述べ、證人についても、二人の實在の人物名をあげる前に、

「證人、四大天神。證人、七姉妹さまたち、そのとがめ (tanuq tört magarac tangri-lär tanuq yiti äkä baldiz
tangrim-lär yongquiti)。」

と記している。

右に見るとおり、最初の祝福文言は、No 3 文書のばあいよりは簡單だが、同じ表現「福あれとて (buyan-i tägzün
tip)」が見られるし、中段で、「上は山の方、下は砂漠の方へ行くとも (örü tar-qa godi qum-qa barsar)」と、ふつへ
行くとも自由だというあたりの表現、そして、最後に、四天王・七母神の名を記すことなど、全く No 3 文書と同じであ
る。今まで知られている限り、このラムステット發表の文書だけが、唯一の、No 3 文書と極めて類似した書式を備えた證
文なのである。しかも、大切なことは、この文書で、最初の祝福文言に續いて、bos bitig (解放文書) を與えると明記
していることである。bos とは、現代諸方言でも "leer, frei, los, selbständig; free, loose, unemployed, unoccu-
pied" などの意味で用いられていて、解放された立場を意味することはまちがいない。

ここで、最初に紹介しておいた、マロフの入手したというピントゥン關係の No 4 文書が注目されてくる。これを馮氏ら
は「控訴主人書」とよんだわけであるが、書き手は、ピントゥンで、彼の、官司に對する訴狀である。三六行に及ぶ長文の
ものだが、いま關連して注目される記述を拾ってみよう。

記述のはじめの部分で、われピントゥンは、アタイの家で力をつくして働いていた間に、文字も習い經も覚え、いつ

の日か僧侶の生活を送れるようにならうかと考え、*tigui taisi* をはじめとするキタイのタイシらに相談した、という。*tigui taisi* とは、No 1 文書の漢文の部で證人となっていた定惠のことだろうと、馮氏らは言ったが、そうであろう。いずれにしろ、そこで、定惠らに相談すると、

「ティグイ・タイシも、また他の人たちも、[私を] 買いつらう、自由にしよう、ということだ」(*tigui taisi mä taqi ōz-gā kisi-lar mä yulup alayin boš qūlayin tisār*)。この私のベツは『自分が買いつらう、規定どおりの解放文書を與えよう』と (*bu bägim män yulup alayin senga burunčā boš bitig biräyin tip*)。……『自分の在る限り自分を頼つてゆけ。今後(の) 靜安であり續けるなり、四方の行路に自由となり、その心のまま佛僧となり、國に、カンに、祝福與えて行け』と (*män bar ärginčā manga tapñip yorizun munta [n] (?) sük qalsar tört yoli boš bolup köngülinčā toyin bolup il-kä gan-qa buyan alqış birip yorizun tip*)。ミン・ベツの印を捺し、私に解放文書を與えた。そして私を買いとり、[私としては] 解放文書をこそ求め得たのであった (*ming bägi-ning tamya-sın qaqip manga boš bitig birip anta song mini yulup alıp boš bitig m-a qolup altı ärti*)。』(第一〇～二〇行)

という。このあと、いきなりあつて、あるとき、この *boš bitig* をわがベツに預けて置いたが、最近急に、彼が自分を賣ろうと言ひ出したので、いま自分のもとにあの *boš bitig* はないけれど………という訴えが、この訴状なのである。

右の、原文を引用したところに、明かにピントウンの *boš bitig* を與えられた事實が述べられている。それにはミン・ベツの印が捺され、公の認證を得たものであることも。No 3 文書の第一三、一四行に見えた表現、*tört yoli boš bol-* (四方の行路で自由となる) は、ここでも用いられているし、ここでピントウン自身が語っているとおり、彼が曾て *boš bitig* を入手したことがある以上、その *boš bitig*こそ、この No 3 文書であったと考えざるを得ない。

ところで、No 3 文書の日附は、年及び日のところが寫真でははっきりしない。日のところに一字の跡が認められるだけ

である。しかし、別筆の漢字が「庚辰捌月念六日……」と読める以上、龍の年、八月二十六日、すなわちNo 1文書でわかる實際に代價の受け拂いが完済した日、またNo 2文書の賣買證文の日附、それと同年月日であることになる。馮氏が、No 3文書をNo 2文書とは別の意味の賣買文書とした考えも、一つにはこのような事實に基いていたかも知れない。

しかし、中國史上の事實として、奴婢の解放については、多くのばあいは主人側からの解放であるが、ときに奴婢自身が自身の財産で、あるいは誰かがその財産で奴婢を買いとり解放されることもある、とされている^⑥。このNo 3文書は、まさにその最後のばあいに相當し、シウサイ・タイシが、彼の財産でピントウンを買いとり解放したことを示すものである。たしかに、No 4文書には、「買いとして (yulup alip)」 「自由にする (bos qit)」 「解放文書を與える (bos biing pit)」 という表現が一度ならず見られたのである。そういう事情であったとすれば、買いとしたということの證文、No 2文書と、解放文書のNo 3文書とが同一日附であることは、何の不思議でもなくなるであろう。

以上によって、くりかえしていうと、このNo 3文書は、馮氏らが賣買證文と考えたことは誤りであり、奴婢身分からの解放文書であることは明かとなったと思う。ただ、それは奴婢の主人が進んで解放したのではなく、他人が買いとして解放したものであった。従って、第八、九行に、一見解放文書らしからぬ、このばあいピントウンを買いとる事實に關する記述もあつたわけである。

む す び

本稿は、馮氏らが發見し報告した、ピントウンという人物の一身をめぐる一連の文書三點について、それを報告者らが一括して賣身契とよび、とくにNo 2、3両文書を共に賣買契約文と見ていたのに對し、No 3文書は賣買證文ではなく解放文書であることの論證を中心に、この三點の文書それぞれの性格を明かにし、同一日附を持つ三通相互の關係も考えたものである。この三通の文書の日附は、龍の年八月二十六日であった。そして、その龍の年は、No 3文書により庚辰の

年であることもわかる。となれば、絶対年代の比定も可能になるので、いわゆる中世ウイグル俗文書としては珍らしく、貴重な史料といえる。その年代比定を、馮氏は元朝世祖の至元十七年（一二八〇 A.D.）だとした。私も、まずそれに従ってまちがいないと現在では考えているが、今回はその考證までは及ばなかった。

さらに、同じピントウン関係の文書として No. 4 文書もあった。この文書の記述内容が他の三通の文書について考えるとき、大きな助けとなったわけであるが、この文書がやはりピントウンに關するものであることを、馮氏らはいち早く発見するといふ功を擧げながら、前三通の文書研究のさい有効に利用しなかつたことは惜しまれる。

いずれにしろ、前の三通よりはかなり後に作製されたはずの No. 4 文書については、今回は一應直接の對象としなかつた。馮氏は、別に、ピントウン自身ではないが、彼の周邊に居た、No. 1 文書で定惠、No. 4 文書で Tigin と書かれた人物などに關する文書 2 點も紹介している。^④ この 2 點の寫眞は非常に悪く、ますます使えないけれど、とにかく、少くとも計 6 點のものは歴史上同一時點、同一地點、しかも登場人物の人間關係もある程度判明するというものである。一三世紀末頃のトゥルファン盆地の、ある地域社會の姿を考える歴史資料として、改めてとり扱うに價しよう。

註

- ① 山田「ウイグル文賃借契約書の書式」〔大阪大學文學部紀要〕第十一卷、一九六五。一〇四—一九二頁參照。
- ② 馮家昇「回鶻文寫本、菩薩大唐三藏法師傳、研究報告」〔中國科學院考古研究所編『考古學集刊』丙種第一號、一九五三、北京〕。五頁參照。
- ③ 山田、前掲論文（一九六五）、八二頁。
- ④ 山田「ウイグル文賃借契約書の書式」〔西域文化研究會編『西域文化研究』第六、京都、一九六三。31—62頁〕及びその補訂稿。The Forms of the Uigur Document of Sales Contract ("Uigur documents of sale and loan contracts brought by Orani Expeditions; appendix." Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko, No. 23, 1964. Tokyo, 1967. pp. 87-118)
- ⑤ TM, THD はアーン探險隊將來文書番號。U Sp は W. Radloff, Uigurische Sprachdenkmäler, Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben. Leningrad, 1928. 略號 SJ は

リンシムン、リンシムン諸民族研究所に於ける文書整理番號。Ma-
lov DUD 及び C. E. Мамров, "Два уйгурских документов."
Папор Восточного факультета Союзнез. Гос Чини.
Tashkent, 1927. pp. 387-394 の附録。

- ⑨ TM219 (U.S.P. No. 16) ll. 6, 7. TM227 (U.S.P. No. 6) ll. 2, 3.
⑩ 中世文藝のイリヤ、カテログのAhmet, Uigur
Sözügü. Istanbul, 1934. p. 26 の譯文のイリヤのイリヤ。
譯文語彙のイリヤのイリヤのイリヤ。W. Radloff, Versuch eines
Wörterbuches der Türk-Dialekte, Bde. IV, St. P., 1911.
1555, 1556 "anfängen, anführen usw. "; G. Jarring, An
Eastern Turki-English Dialect Dictionary. Lund, 1964.
p. 49 "to guide, to lead, to open, to begin, to go ahead
etc."
⑪ A. v. Le Coq, Türkische Manichaica aus Chotscho.
I. Berlin, 1912. s. 8, l. 10, s. 18, R. l. 6.
⑫ 方言の語彙のRadloff, Versuch usw. Bde II,
315, 316, "1) der Freund, Genosse. 2) das Heiligthum".
A. v. Gabain, Altürkische Grammatik. Leipzig, 1950.
s. 325, "Verwandler durch Heirat, Freund, Bruder."
⑬ C. Brockelmann, Mitteltürkischer Wortschatz usw.
Budapest, 1926. s. 229 "Kurierpferd, Streitross"; W.
Radloff, Versuche usw., 1679 "jedes Haushier, welches
zum Transporte von Sachen gebraucht wird." 高麗語彙
語(モルト本)「四一葉裏 ulagot 「馬夫」。元朝秘史では卷
八、七葉裏、兀刺阿(馬足)なり。

⑭ Gabain, Altürkische Grammatik. s. 297

⑮ 上記語彙に示したラトスナット發表の解放文書「四行目には
kingäsiip aytišip といふ。kingäsi- は kängsi- と同一語と相
異なる。

⑯ Radloff, Versuche usw., Bde II, 287; H. C. Hony, A
Turkish-English Dictionary. 2d ed. Oxford, 1957. p. 188.

⑰ 仁井田陸「中國法制史研究 土地法」東京 一九六〇 三四六
頁その他。

⑱ G. J. Ramstedt, "Four Uigurian Documents" in C. G.
Mannerheim, Across Asia from West to East in 1906
—08. Helsinki, 1940.

⑲ kängsi-tä toymis. ラトスナットは「彼自身の所で生れた」
と解したが「私は kängsi を固有名詞、多分人名と解する。

⑳ ラトスナットは birsär 「興えなむ」と讀むが訂正した。

㉑ Radloff, Versuche usw., Bde IV. 1638; Jarring, An
Eastern Turki-English Dialect Dictionary. p. 58; Hony,
A Turkish-English Dictionary. p. 46.

㉒ 仁井田陸「中國法制史研究 奴婢農奴法」東京 一九六二 一一
頁。

㉓ 馮家昇「回鶻文契約一種」『文物』一九六〇年第六期 三三
—三四頁。

此契係在... 賣身契之一... 善斌... 賦通... 賣身契之一... 善斌... 賦通...

西... 九... 賦通... 賣身契之一... 善斌... 賦通... 賣身契之一... 善斌... 賦通...

No.1 賦通 (善斌) 賣身契之一

此契係在... 賣身契之二... 善斌... 賦通... 賣身契之二... 善斌... 賦通...

No.2 賦通 賣身契之二

Handwritten text in vertical columns, likely a historical document or contract. The text is written in a cursive style and is partially obscured by a large, dark, irregular stain in the center. The document is titled 'No. 3 斌通 (善斌) 賣身契之三'.

No. 3 斌通 (善斌) 賣身契之三